

## 千葉市立海浜病院地域医療支援病院運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 千葉市立海浜病院が地域医療支援病院として、地域における医療の確保のために必要な支援に関わる業務の適切な運営について審議し提言をするため、千葉市立海浜病院地域医療支援病院運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は次に掲げる、地域における医療の確保のために必要な支援に関する事項について審議する。

- (1) 共同利用の実施
- (2) 救急医療の提供
- (3) 地域の医療従事者に対する研修の実施
- (4) 諸記録の管理
- (5) 紹介患者に対する医療提供
- (6) 患者に対する相談体制その他に関する管理者の業務遂行状況
- (7) その他、地域医療支援病院の運営全に関すること等

### (組織)

第3条 委員会は、地域の医療関係団体の長及び学識経験者等からなる「千葉市立海浜病院地域医療支援病院運営委員会」をもって組織する。なお人数は20人以内とする。委員会には委員長を置くものとし、委員長は病院長とする。委員長に事故あるときは、委員長代務者として副院長がその職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、委員に欠員が生じたときは、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

### (委員以外の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を認め、説明または意見を聴くことが出来る。

### (会議)

第6条 委員会の開催は、原則として、四半期に1回（5月、8月、11月、2月）の開催とし、委員長がこれを招集する。なお 委員長が必要と認めるときは、開催月の変更及び臨時に開催することができる。委員会の会議に議長を置き、委員長が指名する。委員会では外部委員の過半数、かつ内部委員の過半数が出席しなければ開催することができない。また、委員会の開催は各委員に通知するものとする。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は千葉市立海浜病院地域連携室に置くものとする。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会がその都度別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 6 日より施行する。

この要綱は、平成 26 年 2 月 12 日より施行する。

この要綱は、平成 28 年 3 月 3 日より施行する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。